

2023年6月

東京都製本工業組合 御中

東京製本資材協力会

がん原性物質に関するお知らせ

拝啓 平素は弊会ならびに会員企業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2022年5月に公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(以下、改正省令)」において、事業者は、「がん原性物質」を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を30年間保存することが義務付けられました(労働安全衛生規則第577条の2)。

2022年12月26日付の厚生労働省告示(以下、告示)において、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」として、2023年4月適用分123物質、2024年4月適用分75物質からなる物質リストが公表されました。

上記省令改正および告示に伴い、製本用接着剤において「酢酸ビニル」を裾切値0.1%以上含有する一部の製品が2023年4月1日より「がん原性物質」に該当することとなりました。

製本資材に関わる業者、メーカーが会員の弊会において、特に「がん原性物質」に該当する可能性のある接着剤について、現況と対応を以下にまとめましたので、ご報告させていただきます。ご確認のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1、対象製品(接着剤)の現況と今後の見通し

別紙①

2、接着剤を取り扱う業務に従事する方の対応の流れ

別紙②

3、弊会の対応

別紙③

4、その他

詳細につきましては、接着剤販売業者またはメーカーにお問い合わせいただきますようお願い致します。

法令解釈につきましては、以下の厚生労働省ホームページをご参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29998.html

以上

対象製品（接着剤）の現況、今後の見通し

➤ 接着剤における「酢酸ビニル」について

「酢酸ビニル重合体」や「EVA」は、発がん性物質ではない

製本用接着剤は、「酢酸ビニル重合体」や「エチレン・酢酸ビニル共重合体（EVA）」が主成分であることが多く、これら重合反応で製造される高分子重合体（ポリマー）は、樹脂とも呼ばれ、これ自身は発がん性物質ではありません。

「酢酸ビニル」が含有されている理由

がん原性物質の対象となる「酢酸ビニル（モノマー）」は、「酢酸ビニル重合体」や「エチレン・酢酸ビニル共重合体（EVA）」の原料で、重合反応の際に全て反応しきれずに残留したものがあつた場合に含有していることとなります。従つまして、意図的に別添加したものではなく、製造の過程で残留してしまつたもの（0.1%以上）があつた場合、含有されていることをSDSにて通知しています。

「酢酸ビニル」含有率の低減（＝非該当製品化）について

反応効率を上げることで「酢酸ビニル（モノマー）」の含有率を低減することは可能だと考えられています。現在、「がん原性物質」の対応として、重合反応をしているメーカーでは、反応時間の延長や触媒の変更などで、反応効率を上げることに取り組み始めています。しかし、生産効率の悪化や設備の問題など、大幅なコストアップの可能性もあり、対応が難航しているメーカーもまだあります。

➤ エマルジョン型接着剤（主成分：酢酸ビニル樹脂、EVA）の現況

大半の主要メーカーが、「がん原性物質」非該当製品の製造方針を打ち出し、半年から1年を目処に対応することを目標としています。現在、非対応のメーカーも、今後、少しずつ対応する方針に転換する傾向が見られます。

また、これらを原料としてブレンドするメーカーも、配合の見直しや代替品等で、可能な限り非該当製品への切り替え対応を考えています。

➤ ホットメルト型接着剤（主成分：EVA）の現況

原料であるEVAの酢酸ビニル含有情報を元に、製本用ホットメルト型接着剤の多くの製品は非該当製品となっています。一部、該当する可能性がある製品について、分析等での含有率の再確認を含め、代替や開発などでの対応を検討しているメーカーもあります。

以上、製本用接着剤（主成分：酢酸ビニル樹脂、EVA）のメーカーは、少しずつですが、製造工程見直しや代替品・開発品などにより非該当製品への切り替えを検討（もしくは既に推進）している傾向が見られます。

（切り替え対応は、早くて半年から1年を目処に、順次進めていくメーカーが多い）

但し、非該当化対応にコストアップの可能性があり、また性能維持のため該当製品（原料）を使わざるを得ない場合もあるため、現段階で非該当化が難しいと判断しているメーカーや製品もまだございます。

接着剤を取り扱う業務に従事する方の対応の流れ

- 1, 使用接着剤のSDSを取り寄せて下さい
問合せ先 接着剤販売業者もしくは接着剤メーカー

改訂作業中などでSDSの入手に時間がかかる場合は、
「がん原性物質」の該当製品（※）かどうかを確認して下さい
メーカーで該非一覧表等が準備されていれば簡単に確認できます

※「酢酸ビニル」が0.1%以上含有している製品

- 2, SDS中の、項目3もしくは、項目15を確認する

項目3（組成及び成分情報）

酢酸ビニル（酢酸ビニルモノマー）CAS番号108-05-4
0.1%以上の含有

項目15（適用法令）

「名称等を通知すべき危険物及び有害物」

酢酸ビニル（政令番号180）

「安衛則第577条の2第3項規定がん原性物質」

酢酸ビニル

以上の記述があった場合、該当製品となります

- 3, 該当製品を取り扱う作業者は、作業記録を30年間保存しなければなりません
- 4, 作業記録（1年を超えない期間ごとに1回、定期的に）

現状決まった書式がないため、各メーカーで独自の書式を準備しているところ
があります

または、弊会にて作業記録書（例）を作成しましたのでご参照下さい

（参考資料：作業記録書）

東京製本資材協力会の対応

東京製本資材協力会では、関連する情報の共有と、以下について、各会員企業に対応をお願いしました。

同時に、会員企業が直接かかわる接着剤メーカー（販売店含む）へは、酢酸ビニル含有率低減による非該当製品への対応を要請し、

且つ、自社製品については、非該当製品への対応もしくは代替品・開発品を検討することで、製本用接着剤の非該当化の促進に努めるようお願いしました。

SDS の改訂作業

特に、製本用接着剤における「酢酸ビニル」0.1%以上含有の「がん原性物質」については、以下内容を追記するため改訂の必要性があります。

※ SDS 15 項（適用法令）労働安全衛生法

がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項） 酢酸ビニル

がん原性物質含有製品の該非一覧表の作成（参考資料：該非表）

SDS の改訂作業に時間がかかることもあり、がん原性物質に該当するか、しないかの判定だけでしたら一覧表で対応できます。

今後、がん原性物質 非該当製品への対応が進む中で、該非表も随時変更されることが予想されます。混乱を避けるため、一覧表の公開は控えさせていただくこととしました。

作業記録書 書式の共有（参考資料：作業記録書）

一例として、参考資料の書式を共有します。

以上

作業記録書

記録項目	記録内容
作成日	2023年4月11日
労働者氏名	〇〇△△
使用接着剤 (がん原性物質含有品)	例：ABC-1234
がん原性物質 (区分1)	酢酸ビニル(モノマー) CAS No.108-05-4
従事した作業の概要	例：貼り込み
当該作業に従事した期間及び時間	例：作業都度・1週間・1か月・半年・1年 (以内)
がん原性物質を製造又は取り扱う業務に従事する労働者のがん原性物質のばく露状況	貼り込み機械使用により直接の接触は無し。
がん原性物質ばく露リスク低減措置など	場内、局所排気装置／全体換気装置を稼働、保護具（マスク、ゴム手袋）を着用。
がん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要	
その他	

- * 作業記録書の作成は、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、記録を作成。
- * 作業記録書は30年間保存。（記録媒体）
- * 作業記録書の提出義務はない。（現時点）